

## 令和4年度 「不妊に悩む方への特定治療支援事業」の取り扱いについて

### ■令和2年度に新型コロナウイルス感染防止の観点から一定期間治療を延期した場合

令和2年度及び3年度に緩和していた年齢要件、通算助成回数を令和4年度も継続します。

ただし、令和2年3月31日時点で助成の対象となり得た方に対する特例であるため、上記の特例は事実婚関係の方および助成回数リセットについては適用となりません。

※令和4年度の助成回数は、令和4年4月1日以降に終了した治療について、1回限りです。

#### ▶年齢要件

助成対象となる治療開始時点の妻の年齢

(※令和2年4月1日以降の治療開始分に限る)

令和2年3月31日時点で43歳であった場合	令和2年3月31日時点で42歳であった場合 (昭和52年4月1日～ 昭和53年3月31日生まれの方)
43歳になるまでに開始した治療	44歳になるまでに開始した治療

※太枠が緩和された内容です

#### ▶通算助成回数

初回助成時の治療期間初日の妻の年齢

(※令和2年4月1日～令和4年3月31日に申請したものに限る)

令和2年3月31日時点で40歳であった場合	令和2年3月31日時点で39歳であった場合 (昭和55年4月1日～ 昭和56年3月31日生まれの方)
通算3回まで	初回助成時の治療期間初日の妻の年齢が 41歳未満であれば  通算6回まで

※太枠が緩和された内容です